



訂校
因明大意

雲英晃耀著

全



雲英晃耀著

校訂 因明大意

版權所有 著者藏版

○宗因喻三支作法圖

同喻合作法先因後宗



諸獨立帝國者皆見可得以其國律處犯其國律外國人

喻躰

猶如魯國

宗

所立

日本等者

可得以其國律處犯其國律外國人

躰

義

因能立

獨立帝國故

正

喻

諸非可得以其國律處犯其國律外國人者皆見非獨立帝國

喻躰

猶如英領印度等

喻依

異喻離作法先宗後因

止濫

校訂月大意

○西洋ロジック第一例圖

似テ非ナル者ハ

郷宗躰愿宗躰ハ

故ニ郷愿ハ

真ヲ賊宗義ス者ナリ

似テ非ナル者ナリ

真ヲ賊宗義ス者ナリ

○同

第二例圖

温良ナル者ハ

或ル太郎ハ

故ニ或ル太郎ハ

愛宗義ラシイ

温良ナリ

愛宗義ラシイ

校訂 因明大意

三河 雲英晃耀著

因明とい何ぞや云く印度の議論法是れあり其
 の法とるや論者が論壇に登りて巧み他の論者
 の宗義を碎破し自己の宗義を成立し自悟々他
 の兩益を得る貴重の方法にして議論者の所謂金
 科玉條あり此法を今と距ること一千二百廿二
 年人王第三十七代
 孝徳帝白雉四年よ南都元興寺の僧道昭入唐し
 て唐朝慈恩寺の僧玄奘より之を相承して本朝

傳來せり且つ傳通縁起云く延喜十四年
 醍醐帝東大寺の圓超僧都詔して因明章疏の
 目錄を撰む又と瑞源記云く延長四年南
 都七大寺詔して碩徳の學師等として纂文と
 訂正是非を考覈せしむ又と因明大疏の跋小
 云く左府賴長久壽二年の冬より保元元年夏よ
 至るまで菩提院の藏俊贈僧正を師として因明
 と學習を乞ふ質問せり又と大日本史の列傳
 云く左府賴長因明を惠曉小受けて才名日よ
 著ると今ま書史の載る所小據れば古の帝王

大臣率ね皆な之を講學之を貴重すること如
 此當時因明法の盛小行ゆる亦た以て徴する
 小足れり已論上
 ○因明法は宗因喻の三支立量と云ふことあり
 先づ宗と何を何あるべしと自己の宗義を掲
 ぐると云ふ宗の主尊するの義にして主として
 尊び之を成立せんと欲する違他順自の宗義を
 云ふ此の一宗中於て前よ何いと云ふ論を
 る所の體あり後よ何あるべしと云ふ乃ち其
 の論むる所の義あり次小因とい何々の故小と

宗義の決定事故を掲ぐるを云ふ
 取ての因故と熟
 ありこと後ふ喻と何々の如しと例證を掲ぐる
 を云ふ證の比喩即ち例たとひ何の何たるべし
 と自己の宗義を掲ぐと雖も其の決定の事故あ
 きときい成立せること能いぞ因りて何々の故
 ふと云ふ因を次ふ掲げ彼の論者をして初めて
 何の何あるべしと云ふ宗義の所以を略不了解
 することを得せしむ然るふ何の何の故は何か
 するべしと宗義の所以を略不了解することを得
 せしむと雖も未だ何の何あるべき宗義明瞭あ

らば仍て次ふ喻の例證を掲げて何々の如しと
 云ふ自他の熟知する現在の事を掲ぐるときは
 縦ひ非常の剛愎僻論の徒と雖も一言下ふ不
 服せざるを得ず是れ小由りて之を觀れば不服
 の者をして容易小服せしむることを得るの喻
 の例證ふ及ぶ者あり彼の西洋のロジック論即
 ち何の何ある者の何あり何の何ある者あり故
 何の何ありと三段小言を掲ぐ之を因明の宗因
 喻ふ比較するふたゞ宗因の二のみを論じて
 の一も論及せば今ま試ふ之を對論せん彼の第

一段よ何ある者いと因あり何ありとい宗の
 義あり第二段よ何いと一宗の體あり何ありと
 亦よ宗の義あり事を擧げて指さば似て非あ
 る者い因真を賊ふ者あり義宗之郷愿い似て
 非ある者あり因故よ郷愿い真を賊ふ者あ
 り宗之又よ温良ある者い因愛ら一い宗之太
 郎
 義と是れ皆口ジツク家ケ論むるところ因を先
 ふ一宗を後ふする事往々如此吾が因明法に則
 ち然らば第一よ宗を擧ぐ是れ自己の愛樂して

成立せんとする宗義を掲げん為あり第二よ因
 を擧ぐ是れ自己の宗義を成立する決定道理の
 事故を掲げん為なり第三よ例證の喩を擧ぐ是
 れ決定道理の事故よ因りて自己の宗義を成立
 すべきことを明瞭あら今ん為あり彼の口ジツ
 クの如きい三段よ言を立つれども因明よ比較
 するよ宗因の二支のいありて喩の一支措きて
 論ぜず到底彼れい自ら論理術と名くと雖も因
 明より之を觀れば獨り自ら真理を究むる法よ
 して順自違他して他の論者よ對して自己が宗

義を主張し成立する論議の法は非ざれば究理
 術といふべし論理術といふべからざるは故
 其他の論者をして自己の宗義を了解せしむる
 為の比喻を用ふるに及ばず是れ全く自悟の
 法にして悟他の法は非ず畢竟究理術にして論
 理術は非ざる今我が法は則ち純真の論理術
 にして自悟々他の二益を備具すれば必ず比
 喩を擧げざるを得ず若し比喩を擧げざれば無
 の關過となりて宗義を成立すること能はず何
 とあれは郷愿の宗之真を賊ふ者あり宗之似て

非なるが故に因の宗と因とのこよて他の論者
 が若し服せざるときに到底議論に墮負せざる
 ことを得ず故に此法は之を小莠の如しと云ふ例
 證を擧げて示し又と太郎の宗之愛らしい宗之
 温良なるが故に因の宗と因とのこよて他の論
 者が了解せざるときに之を二郎の如しと云ふ
 例證を擧げて示す莠に似て非なるが故に苗の
 真を賊ふ如く郷愿も似て非なるが故に君子の
 徳を賊ふ又と二郎の温良也と愛らしいと縷の華を貫
 太郎も温良なるゆゑに愛らしいと縷の華を貫

如く成立するときは縦ひ非常の剛復論の
 徒と雖も容易小之に服すべし抑も我が大日本
 を獨立の帝國あり萬國之を拒む者無るべし然
 るに聞く所小據れば我が日本人が彼の英佛
 各國に在りて其の國律を犯せば其の國律に倨
 りて處置をべき權限を有せりと雖も彼の英佛
 各國の人民が我が日本に在りて其の國律を犯
 すときは日本の國律を以て處置する權限を有
 せば唯と護送して其の國の領事小引き渡すの
 こと同ト獨立の帝國よても魯國の犯律の外國人

を處置をべき權限を有せりと豈小不公平の極
 小非むや苟も愛國の志操あるもの誰う之を慨
 嘆せざらん故小我が日本人民の魯國の如く國
 律を犯す外國人を處置する權限を日本政府小
 有ればべき議論を主張せざるべしあるべし今
 此の議論を主張する小因明の作法を用ふれむ
 其の理明瞭あり請ふ之を縷解せん日本人民英
 佛等の政府小對して立量して云く日本等宗之
 可得以下其國律處犯其國律外國人宗之獨立帝國
 故因猶如魯國同猶如英領印度等之と合作法

すれど諸獨立帝國者皆見可得以其國律處犯其
 國律外國人猶如魯國又之離作法をれば諸
 非可得以其國律處犯其國律外國人者皆見非獨
 立帝國猶如英領印度等然るも因と同諭と異諭
 との正助止濫として乃ち其の持論の宗義を成立
 する所以事故となる者あり因あり同諭とい因を
 助けて宗義を成立せる者あり異諭とい濫を止
 むる者あり故も今ま本量の如き獨立帝國故の
 因ふて彼の英佛政府が日本帝國不在る自國の
 人民が日本の律を犯し、とき日本の國律を以

て處置せらるることを共許せられ魯國の同諭
 を擧ぐるも及ばず若し共許せざるときは魯國
 を例證として諸獨立の帝國なる者も皆ふ其
 の國律を以て其の國律を犯す外國人を處置せ
 ることを得べし猶魯國の如しと縷の華を貫
 く如く連合して成立せられ條理上は英佛等
 と雖も拒むことを得べし是れ全く表面よ
 り宗義を成立するあり又同諭の魯國を擧げ
 ても獨立帝國故の因が若し宗異品の英領印度
 等も關係するときは本因も共不定の過ありて

定めて一宗を成立せしむること能はざり故に異喩の
 離作法に諸る其の國律を以て其の國律を犯す
 外國人を處置することを得べき非ざる者ハ
 皆ふ獨立の帝國ハ非ざりと見よ猶ハ英領印度等
 の如し英領印度ハ獨立の帝國ハ非ざる故に其
 の國律を以て其の國律を犯す外國人を處置す
 ることを得べき非ざるハ日本等ハ獨立の
 帝國なるが故に魯國の如く其の國律を以て犯
 律の外國人を處置せしむることを得べしと濫を止
 むる爲に反顯して裏底より宗義を成立せしむるハ

り斯の如く表裏二邊より成立せしむるときは持論
 の宗義が鐵壁の如く堅固にして容易に破壊せ
 ざるなり如此同異二喩を擧げて合離の作法を
 するハ正作法あり若し略せしむるを合離の作法ハ
 及むばた如魯國如英領印度等の同喩と異喩
 とを擧ぐるのふて可あり又此の二喩中ハ
 於て英佛政府が已不同喩を解せば異喩の如く
 説くべし已不同喩を解せば同喩のみを説くべ
 し必しも二喩を備具せずとも可あり若し英
 佛政府が獨立帝國故の因の如きを聞きて不公不

平ふることを領解し能く本量の宗義を共許せ
れむ同異二喩を出すも及ばず然れども若し
此の因故のいふて共許せざるときも同異二喩
を出し且つ合離の作法を以て彼れ
と詰服せ令むべし之を因明の道理とす○問ふ
立論者日本人民あり然るも日本等と云ふ
何ぞや答ふ等とい支那等の獨立帝國にして其
の國律を以て外國人を處置する權限を有せざ
る國を等とす因明の法として立量の言上は諸
の過失を離れんことを要す若し立量の言上は

少しの過失を犯せむ宗義成立せず因りて等の
字を用ひて支那等の獨立帝國の日本も同じ國
を宗の體も等せざれむ支那が宗異品の異喩も
入る然るも獨立帝國故の因が支那等の異喩も
關係して日本帝國が其の國律を以て其の國律
を犯す外國人を處置することを得べしと成立
するも能く何よとふれは魯國の如きや獨
立の帝國あるが故に其の國律を以て其の國律
を犯す外國人を處置することを得るとやせん
又た支那等の如きや獨立の帝國あるが故に其

の國律を以て其の國律を犯す外國人を處置せ
 ることを得る不非ぞとやせんと云ふ共不定の
 過を犯して定めて一宗義を成立せること能
 ざるあり故に支那等を宗の體小等せざる不
 定の過を避けん爲ふなり○問ふ本量小英領
 印度等を異諭小出さる何ぞ答ふ印度地方小
 よりて獨立國と稱する所もあり之を簡びて英
 領印度と云ふ英領印度の英の屬國なれど獨
 立の帝國小非ぞ故に其の國律を以て其の國
 律を犯す外國人を處置せざる權限あり故に
 今一宗義の

異諭とす等と自餘の英佛等の屬國を等取す
 ○問ふ本量の同諭小魯國を出して英國を出さ
 ざる何ぞ答ふ現行の地誌小依れむ英の獨立
 の王國と云ふべし獨立の帝國といふべし
 ぞ王國と帝國と原より區別ありて同一視せ
 らるべし若し英國を同諭小出さるときは英も
 獨立の王國にして其の國律を以て其の國律を
 犯す外國人を處置せざる權限ありて其の國
 律を犯す不共といふ獨立帝國故の因が同諭
 定の過を犯す不共といふ獨立帝國故の因が同諭

一定なること能はざる不定の過あり故に英國
 の同諭ふ出さるるらば○問ふ然らば本量も若
 佛國と同諭ふ出さるる如何答ふ佛國の時々政
 體の變ざる國あれども今時ハ協和政治の國か
 り然れば縦ひ宗同品の義ありとも獨立帝國故
 の因同品の義あり同諭とあすべうらば○問ふ
 本量ふ日本等と云ふ等の中ハ魯國を該せば如
 何答ふそれにてハ彼の敵者たる英佛等が魯國
 の獨立帝國ふして其の國律を以て其の國律を
 犯す外國人と處置する權限を共許するが故よ

宗義ふ於て一分相符の過を犯す日本と支那と
 魯國との三國の中日本支那の一分ハ其の權限
 を英佛等が共許せぬ故に一分ハ不許にて不相
 離の宗體とあれども魯國の一分を自他共許
 る故に一分相符とある相符といハ自他本より共
 許のことと更ふ成立する過あり又之を虚功
 の過とも名づく所謂勞して功あり因りて三種
 を區別し其の大意を明解せん一ハ獨立して
 帝國ハ非ず英米佛の如きは是あり米國と佛國と
 獨立あれども協和政治なり又ハ英國ハ獨立

されども王國あり二も獨立にして而も帝國あり日本支那魯國日耳曼の如き是あり三も獨立も非ず帝國も非ず英領印度等の如き是あり世界萬國中帝國ある者を必ば獨立ある故ふ帝國にして獨立非ずと云ふ句も立たず○問ふ本量の同異二喻を交換して英領印度を同喻と魯國を異喻とせば如何答ふ同喻の英領印度が能立の因と所立の宗とを俱よ成ぜざる故ふ俱不成の過を犯す何人とを英領印度の英の屬國にして獨立の帝國非ざれば獨立帝國

國故の能立の因を成せず又英領印度の國律を以て其の國律を犯す外國人を處置する權限を有せざれを所立の宗義とも成ぜば故俱不成の過とありて合作法すべからば又た異喩の魯國も俱不遣の過あり異喩との宗と因との裏底ふありて宗と因とも遮遣して裏底より成する者あり然るも魯國を却て其の國律を以て犯律の外國人を處置する權限を有すれば所立の宗と遮遣せば又魯國の獨立の帝國なれば能立の因とも遮遣せば所立能立俱不遣の過

とありて亦た離作法すべりらば故小同異二喩
 と交換すべりらば本量の如く二喩を掲ぐべし
 ○問ふ若し英佛政府より其刑法残酷故の因を
 以て本量小反對して日本者非可許以其國律處
 犯其國律外國人の宗義を成立せば因明の違決
 御論水とありて竟小本量の宗義を成立するこ
 とを得ざるべし答ふ其刑法残酷故の因は彼の
 英佛政府の許せども我が日本人民之を許さ
 ば一許一不許の因なる故小他隨一不成の過と
 犯して因か因よ成らば由りて宗義を成立する

こと能む本量の獨立帝國故の因は然らば彼
 の英佛政府と雖も既小共許すれば乃ち宗義を
 成立することを得るあり○問ふ本量よ於て以
 其國律の四字を刪除せむ如何答ふ此の四字を
 きたときい若し英佛若し魯日本支那等何の國の
 法律を以て處置することあるや知ることを得
 べりらば此の四字あるを以て前の宗の體を舉
 ぐる日本支那兩國中何れふても其の國の法律
 を犯せば其の國律を以て外國人を處置するこ
 とが分明あり總べて因明の簡別を要とす

妄り小刪除すべからず○問ふ本量中小犯其國
 律の四字を刪除せむ如何答ふ若し犯其國律の
 四字を刪除せむ法律と犯さざる無罪の外國人
 までと刑法小處置することふかりて日本の却
 て残酷の國と云いざるを得ば豈あふそれ然らん
 や因明の言を體とすれむ一字の加減も忽せよ
 すべからず○問ふ以上陳述する所小由れむ因
 明の三支建立ふて喻支を用ふる故は條理と議
 論の彼の剛愎僻論の徒として一言下小服せ令
 むる小於てい其の法の貴重なる洵は議論の金

科五條といふべし豈あは西洋のロジックと同日
 論すべけんや然るふ因明の過と名けて
 之を避くべき者幾種ありや多種の過と立つ
 るふ此れは支吾し彼れは支吾し規則小束縛
 せられて自在小立量することを得む又た其の
 過と犯せるは縦ひ議論小勝利と得るとも因明
 と云ふべからざるう答ふ過小二類あり一と似
 能立の過これの自の宗義と善く立ちること能
 せざるの過ふして所謂三十三過是れあり二の
 似能破の過これも他の真能立と破するの過小

して所謂十四過類是れあり又た因明小正變の
二則ありて正則の因明ふての三十三過十四過
類を悉く離れて無過圓滿は立破する萬代不易
の立量あり是れを碎邪因明と云ふ又た變則の
因明ふての縦ひ立量上は少く過失ありともそ
れを顧視せば彼の論者は對して臨機應變は三
支作法の立量と以て當位即妙論劍鋒の觸る
ところ誰れも辟易せざらん是れを引信因明と
云ふ苟も三支作法と以て議論小勝利を得れば
即ち因明あり豈は因明は非ずと云ふべけんや

此の二則中正則の因明未だ學び得むとも變
則の因明は必ず識得すべし若し此の法を識得
すれを議論小通達すること更は余が言を俟た
ず今日普通の公用文を記するが如きも因喻を
以て宗義を成立すれを自ら立義上は確乎たる
公理を得べし是れ偏へは因明法の實益と言ひ
ざるを得ず故に其の大意を略解し普く世上の
人小告ぐる耳其の廣く活用する小至りては僅
小冊子の盡すべき小非ず予別は著す所の因
明活眼小就て見るべし

明治十七年三月訂於東京寓居

明治十四年十月十九日版權免許

全 年十二月 出版

全 十七年五月八日再版御届

全 年全月 出版

定價金拾五錢



著者兼
出版人

愛知縣平民

雲英晃

三河國幡豆郡一色邨

番外居住



GANSHODO-SHOTEN
KANDA TOKYO
田神京東
店書堂松巖

120

發兌書肆

訂因明大意

新	金	長	同	名	橫	大	西	同	東
瀧	澤	崎		古屋	濱	坂	京		京
小	益	鶴	片	丸	丸	叢	西	北	九
林	智	野	野	善	善	書	村	畠	屋
次		常	東	支	支		九	茂	善
郎	館	造	四	店	店	閣	郎	兵	七
			郎				右	衛	
							衛	門	



Handwritten notes in the bottom left corner of the left page.

